

厚岸町規則第24号

厚岸町新生児聴覚検査費用助成事業実施規則をここに公布する。

平成31年3月29日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町新生児聴覚検査費用助成事業実施規則

(目的)

第1条 この規則は、新生児聴覚検査(以下「検査」という。)に要する費用を助成することにより、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の当該児を現に監護する者をいう。以下同じ)の経済的負担の軽減を図るとともに、新生児聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「新生児」とは、母子保健法(昭和40年法律第141号)第6条第5項に規定する新生児をいう。

(助成の対象者)

第3条 この事業の助成対象者は、検査を受ける日において、次の各号のいずれにも該当する者(以下「助成対象者」という。)とする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 新生児又は特別な事情があると認められる乳児の保護者  
(助成対象となる検査)

第4条 助成対象となる検査は、自動聴性脳幹反応検査(AABR)若しくは耳音響放射検査(OAE)又は町長が該当すると認める初回検査及び確認検査とする。

(助成額)

第5条 助成額は、前条に規定する検査に要した費用の全額とする。

(助成の申請)

第6条 助成対象者は、厚岸町新生児聴覚検査費用助成申請書(別記様式第1号。以

下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、検査受診後1年以内に町長に申請するものとする。

- (1) 検査費用に係る領収書
  - (2) 母子健康手帳など検査結果が記載されているものの写し
  - (3) その他審査に必要な書類
- (助成の決定等)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、厚岸町新生児聴覚検査費用助成決定(不決定)通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成が適当であると認めたときは、前項の助成決定の通知の日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、新生児聴覚検査費用助成事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

厚岸町新生児聴覚検査費用助成申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住 所

氏 名

(続柄)

電話番号 ( ) -

厚岸町新生児聴覚検査費用の助成を受けたいので、書類を添えて申請します。

子どもの氏名			
子どもの生年月日		年 月 日	
検査実施医療機関名			
検査実施日	初回検査	年 月 日	確認検査
検査費用	初回検査	円	確認検査
助成申請額		円	
振込	口座名義人名	銀行 ・ 金庫 店	
	金融機関名		
先	預金種別	普通・当座	口座番号

※添付書類

- (1) 検査費用に係る領収書及び診療明細書
- (2) 母子健康手帳など検査結果が記載されているものの写し

厚岸町新生児聴覚検査費用助成決定 (不決定) 通知書

第 号

年 月 日

様

厚岸町長 印

年 月 日付けで申請のあった厚岸町新生児聴覚検査費用助成申請に  
ついて、次のとおり決定したので通知します。

記

助成決定

1 助成決定額 円

2 支払予定日 年 月 日

不決定

不決定理由

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、厚岸町長を被告として(訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求を起した場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。